

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

(あて先)  
宇都宮市長 佐藤 栄一 殿

提出者

住 所 栃木県宇都宮市陽南1-1-11  
氏 名 株式会社SUBARU 宇都宮製作所  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 執行役員 宇都宮製作所長 斎藤 義弘  
電話番号 028-684-7153  
担 当 総務人事部 サステナビリティ推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社SUBARU 宇都宮製作所
事 業 場 の 所 在 地	栃木県宇都宮市陽南1-1-11
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	輸送用機械器具製造業
②事 業 の 規 模	令和6年度売上高 1,166億円 (宇都宮製作所)
③従 業 員 数	1,889名 (宇都宮地区)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2-1、別紙2-2の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙3-2の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) • 処理困難廃棄物のリサイクル化 • 未使用廃棄物のリサイクル化 • 合体物の分解による有価物、産業廃棄物への分別		
②計画	【目標】（令和7年度） 別紙3-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) • 廃プラスチックからの航空機燃料化への取組支援継続 • 現状以上の有価物、産業廃棄物への分別強化		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
②計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)				
①現状	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
①現状	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
		(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙1

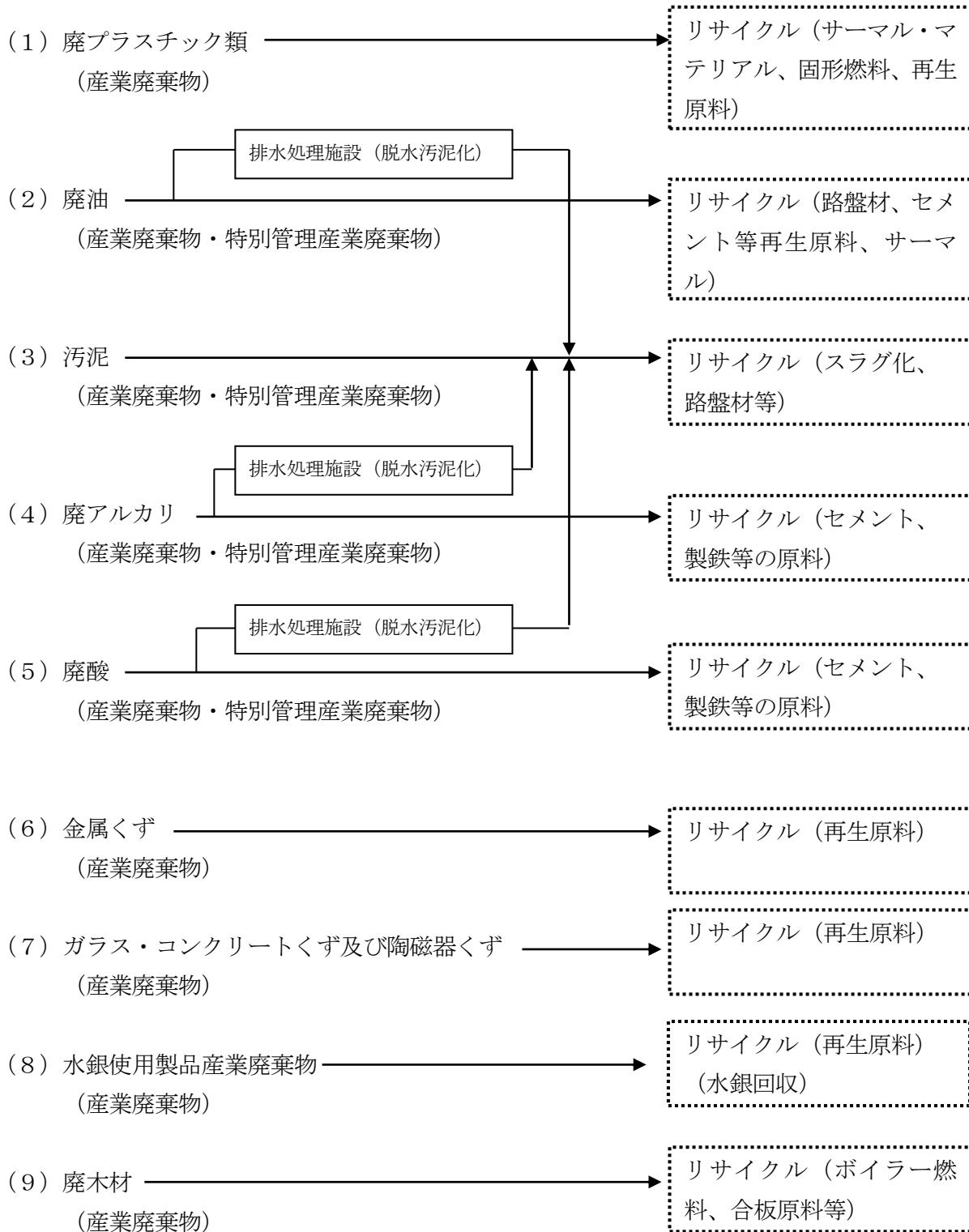
### 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

#### 1. 製造工程（宇都宮製作所）

原材料・購入部品受入れ ⇒ 部品加工 ⇒ 表面処理 ⇒ 構造組立 ⇒ 装組立  
⇒ 塗装 ⇒ 出荷

#### 2. 排出される廃棄物

（中間処分及び最終処分委託）

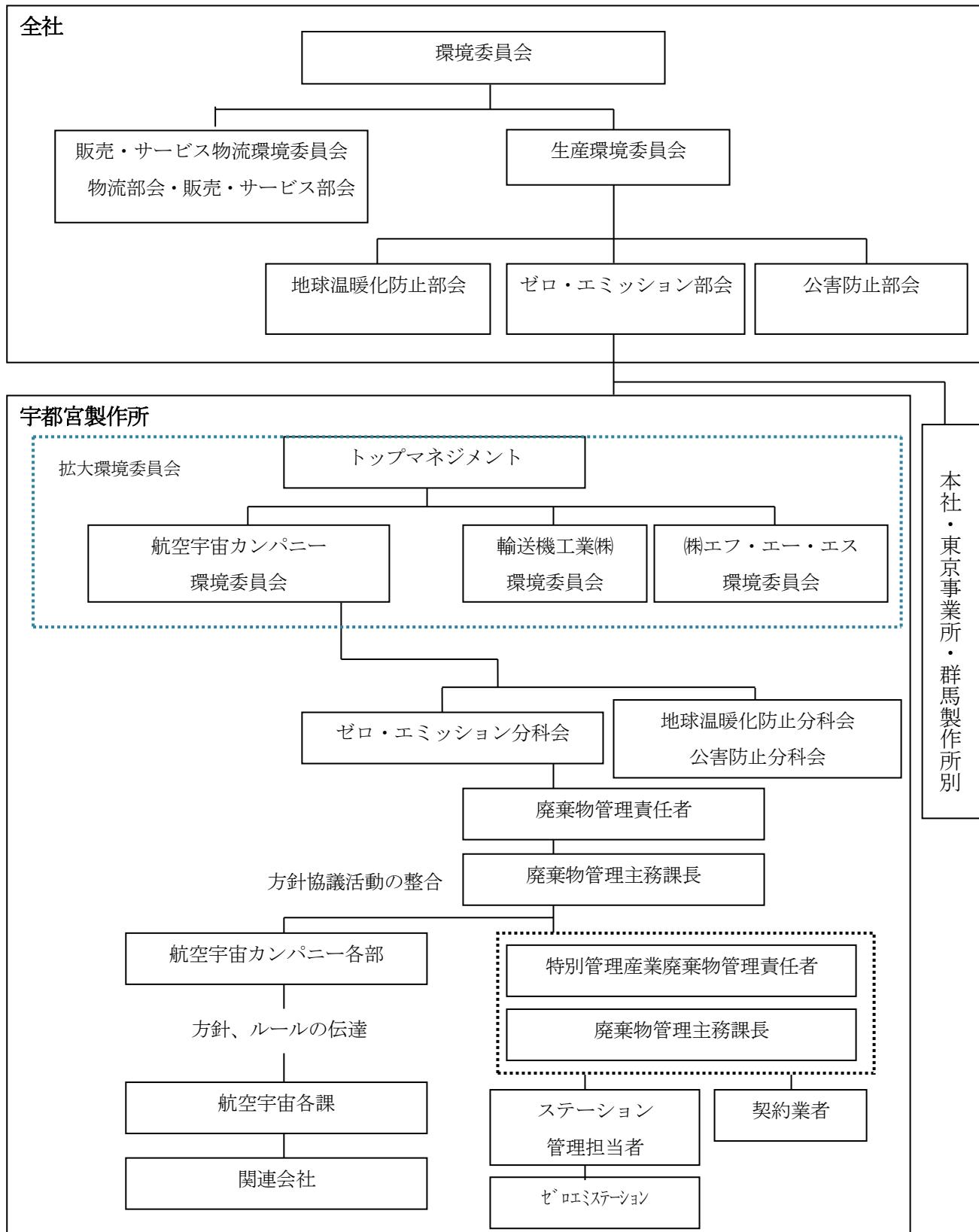


**産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項**

環境保全統括者	役職名：宇都宮製作所長
廃棄物管理責任者	役職名：総務人事部長
廃棄物管理主務課長	役職名：総務人事部 サステナビリティ推進主査 廃棄物管理組織人数：6名
環境保全統括者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内環境委員会における環境長期計画等の策定と達成状況の審査</li> <li>・宇都宮製作所における環境保全活動の統括指揮</li> </ul>
廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内環境委員会宇都宮製作所ゼロエミッション分科会会長</li> <li>・宇都宮製作所内廃棄物管理全般の統括責任者</li> </ul>
役割	<p>廃棄物管理主務課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画等の廃棄物管理運営の統括推進</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> <li>・宇都宮製作所内の廃棄物管理規定の策定、改廃</li> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>・監督官庁への各種届出、報告</li> <li>・社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>

別紙2-2

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項  
(管理体制図)



## 産業廃棄物処理計画書

## 1. 本年度の産業廃棄物処理目標（令和7年度）

(単位: トン)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

## 2. 前年度の産業廃棄物発生量（令和6年度）

(単位: トン)